

一般社団法人明専会 会務執行業務別部会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人明専会(以下「当法人」という。)の定款第 63 条により、会務執行機関として業務別部会を設けるにあたり基本事項を定める。

(担当業務)

第2条 別紙一1のとおり部会を設置し、理事は部会委員として会務運営を分担するものとする。

(構成)

第3条 各部会の委員は、事務局を除き、主として理事により以下のとおり構成される。また、理事以外の委員をおくことができる。

- (1) 部会長 :1名
- (2) 副部会長:必要に応じ若干名
- (3) 部会委員:必要数
- (4) 事務局 :若干名

(選任)

第4条 部会長、副部会長および部会委員は、理事会の承認により会長が委嘱する。

(任期)

第5条 部会長、副部会長および部会委員の任期は、定款第 32 条に定める役員の任期とし、再任を妨げない。

(計画立案と報告)

第6条 部会長は、年度活動計画および予算案を策定し、理事会の承認を受けるものとする。

- 2 部会長は、過年度の活動を総括し決算状況を理事会に報告するものとする。

(会合)

第7条 部会長は、必要に応じ部会会合を開催するものとする。

附則

- 1 この規則は、当法人の設立登記の日から施行する。
- 2 これにより、平成 23 年 9 月の理事会決議により定められた社団法人明専会 会務運営部会に関する規則を廃止する。
- 3 平成 26 年 2 月 6 日 別紙分離、一部修正